

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百五十五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百五十五 ↓ 百分の百六十

十二月期 百分の百五十五 ↓ 百分の百六十

2 施行期日

令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、1の(2)は、令和四年四月一日から施行することとした。